十六　法第二十五条第二項の規定による届出期間の伸長の決定の通知
十七　対象債権等の存在及び内容が確定した対象消費者等に対する当該対象債権等の弁済金の引渡しその他の被害回復裁判手続に係る事案の全体又は大部分を解決するものと認められる行為
（伝達の方法）
第十九条　法第八十四条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。
一　［略］
二　書面の写しの交付、電子メールを送信する方法、ファクシミリ装置を用いた送信その他の消費者庁長官が適当と認める方法
（伝達事項）
第二十条　法第八十四条第二項の内閣府令で定める事項は、法第九十五条第一項の規定による情報の公表をした旨及びその年月日とする。
（被害回復関係業務を行うに当たり明らかにすべき事項）
第二十一条　法第八十七条の内閣府令で定める事項は、弁護士の資格その他の自己の有する資格とする。
（公表する情報）
第二十二条　法第九十五条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第八十四条第一項の規定による報告をした特定適格消費者団体の連絡先
二　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項
イ　共通義務確認の訴えの取下げの効力が生じた場合　その旨及び当該取下げの効力が生じた日
ロ　共通義務確認の訴えを却下する裁判が確定した場合　その旨及び当該裁判が確定した日
［号を加える。］

（伝達の方法）
第十九条　法第七十八条第二項の内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。
一　［同上］
二　書面の写しの交付、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の消費者庁長官が適当と認める方法
（伝達事項）
第二十条　法第七十八条第二項の内閣府令で定める事項は、法第九十条第一項の規定による情報の公表をした旨及びその年月日とする。
（被害回復関係業務を行うに当たり明らかにすべき事項）
第二十一条　法第八十一条の内閣府令で定める事項は、弁護士の資格その他の自己の有する資格とする。
（公表する情報）
第二十二条　法第九十条第一項の内閣府令で定める事項は、法第七十八条第一項の規定による報告をした特定適格消費者団体の連絡先とする。
［号を加える。］

ハ　法第十五条第一項に規定する特定適格消費者団体が法第十六条第一項の期間（同条第二項の規定により当該期間が伸長された場合にあっては、当該伸長された期間。ニにおいて同じ。）内に簡易確定手続開始の申立てをしなかった場合　その旨及び当該期間の満了の日
ニ　法第十五条第二項に規定する特定適格消費者団体が法第十六条第一項の期間内に簡易確定手続開始の申立てをしなかった場合　当該期間の満了の日
ホ　簡易確定手続開始の申立ての取下げ（届出期間満了後にされたものを除く。）の効力が生じた場合　その旨及び当該取下げの効力が生じた日
ヘ　法第十三条に規定する簡易確定手続開始の申立てを却下する裁判（法第十六条第一項又は法第二十四条の規定に違反することを理由とするものを除く。）が確定した場合　その旨及び当該裁判が確定した日
第二十三条　法第九十条第二項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。
一　法第七十四条第一項、法第七十七条第八項、法第七十八条第八項、法第七十九条第二項、法第九十二条第四項及び法第九十三条第六項の規定により公示した事項に係る情報
二　次に掲げる書類に記載された事項に係る情報
イ　［略］
ロ　法第七十二条第二項第八号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類

第二十三条　法第九十五条第二項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。
一　法第六十八条第一項、法第七十一条第八項、法第七十二条第八項、法第七十三条第二項、法第八十六条第四項及び法第八十七条第六項の規定により公示した事項に係る情報
二　次に掲げる書類に記載された事項に係る情報
イ　［同上］
ロ　法第六十六条第二項第八号（法第六十九条第六項、法第七十一条第六項及び法第七十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する書類